

鳥取県告示第35号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成17年度から平成24年度まで	大山町（前及び豊房の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町前及び豊房の各一部	平成25年1月18日
〃	平成18年度から平成24年度まで	大山町（豊房の一部）の地籍図及び地籍簿	大山町豊房の一部	〃
西伯郡伯耆町	平成21年度から平成24年度まで	伯耆町（大字宇代の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町大字宇代の一部	〃